

中野市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）及び中野市財務規則（平成17年中野市規則第42号。以下「規則」という。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者に対し調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札者（事後審査型一般競争入札の場合は落札候補者。以下同じ。）を決定することの手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設ける競争入札は、設計金額が130万円を超える建設工事のうち、市長が指定したものとする。ただし、最低制限価格制度を適用するものは除く。

(調査基準価格の設定)

第3条 調査基準価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった次に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.45を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.45を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、予定価格に10分の8.95を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の8.95を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(入札者への周知)

第4条 市長は、低入札価格調査制度を適用する入札については、次に掲げる事項を規則第104条に規定する公告又は規則第115条に規定する指名競争入札通知書に対象入札であることを記載するとともに、入札執行に当たり次に掲げる事項につい

て説明を行うものとする。

- (1) 政令第167条の10第1項の規定の適用があること。
- (2) 調査基準価格に満たない価格で入札を行った者は、第7条で規定する低入札価格調査を実施すること。

(調査基準価格の記載)

第5条 調査基準価格は、規則第107条に規定する予定価格調書に記載するものとする。

(入札の執行)

第6条 調査基準価格に満たない価格をもって入札が行われた場合は、入札者に対して保留を宣言し、本要領により調査を実施した上で落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

(低入札価格調査の実施)

第7条 入札執行者は、低入札価格調査に該当した場合、その入札価格によって契約の内容に適合した工事が履行されるかを検討するため、当該調査を行うものとする。

2 前項の調査は、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者（以下「調査対象者」という。）に対し、次の各号に掲げる事項について低入札価格調査に関する調査回答（様式第1号）及び資料の提出を求めるとともに、調査対象者からの事情聴取、関係者への照会等を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書、見積書
- (3) 手持ち工事の状況
- (4) 対象工事の施工場所と入札者の事業所等との地理的条件
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 建設副産物の処理方法と処理先
- (9) 技術者及び労務者の具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (11) その他調査に必要な事項

3 入札執行者は、第1項による調査の結果及び意見を記載した調査報告書（様式

第2号)を作成し、関係資料を添付して中野市建設工事に係る低入札価格審査会に諮り、当該審査会は契約の内容に適合した履行がされるか否かを審査するものとする。

(適合した履行がされると認めたときの措置)

第8条 市長は、調査対象者を落札者とする場合は、調査対象者に対して、その旨を通知するとともに、当該入札の入札者に対して調査対象者が落札者となった旨を通知するものとする。

(適合した履行がされないおそれがあると認めたときの措置)

第9条 市長は、調査対象者を落札者としなない場合は、調査対象者に対し本要領に基づく調査結果通知書(様式第3号)を通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札したもの(以下「次順位者」という。)を落札者と決定し、その旨の通知をするとともに、当該入札の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨の通知をするものとする。

2 第7条から第9条までの規定は、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合について準用する。

(監督体制の強化の措置)

第10条 市長は、調査対象者を落札者として工事の契約を締結したときは、当該工事について次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施工計画書及び施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて現場代理人又は請負人等からその内容について聴取を行うものとする。
- (2) 工事の監督員は、あらかじめ提出された施工計画書及び施工体制台帳の内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を行うなど、重点的な監督業務に努める。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

低入札価格調査に関する調査回答

年 月 日

中野市長 あて

住 所

事業者名

電話番号

下記の工事の入札に関し、中野市が定める低入札価格調査制度実施要領に従い、資料を提出します。

なお、提出内容については、虚偽の内容がないこと、また後日その事実が生じた場合には、いかなる措置に対しても不服を申し立てないことを誓います。

記

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 工事概要
- 4 調査提出資料
 - (1) 市が定める調査項目（第7条第2項第1号から第11号まで）に対する回答
 - (2) 入札価格を算出した根拠となる工事費内訳書
 - (3) 下請け予定業者からの見積書等
 - (4) その他添付書類

調 査 報 告 書

入札執行者 氏名

低入札価格調査制度実施要領に基づき、下記の工事について調査を実施した結果は次のとおりです。

記

- 1 調査結果 入札価格を適当と認める。
 入札価格を不適当と認める。

2 対象工事の概要及び調査結果

①	工 事 名	
②	工 事 箇 所	
③	工 事 概 要	
④	入 札 日	年 月 日 (入札結果は別紙のとおり)
⑤	調 査 対 象 者	
⑥	予 定 価 格	円 (税抜き)
⑦	低入札価格調査基準価格 (算出表別紙)	円 (税抜き) (予定価格に対して %)
⑧	調査対象者の入札価格	円 (税抜き) (予定価格に対して %)
⑨	事情聴取日時 相手方 聴取者	
⑩	そ の 他 事情聴取の際に相手方 から出された申出等	

3 様式第1号により調査対象者から回答された事項について審査した結果は、次のとおりです。

調査結果の総合的所見と契約に対する判断	
1	材料及び労務等の調達を含む見積価格の妥当性
2	施工実績からみた施工能力
3	技術者の資格及び専任制等
4	その他特記事項
5	判断意見
	(施工可能 ・ 施工不可能)

4 その他添付書類

- (1) 低入札価格調査基準価格算出表
- (2) 積算価格及び見積価格の比較表
- (3) その他説明上必要とする資料

第 号
年 月 日

あて

中野市長

低入札価格調査制度実施要領に基づく調査結果通知書

低入札価格調査制度実施要領に基づき、貴社から提出された資料及び事情聴取の結果、該当する入札価格では、契約内容に適合した工事が履行されないおそれがあると認められますので、下記の理由を添えて通知します。

記

- 1 該当する工事名
- 2 契約の内容に適合した工事が履行されないおそれがあると認められた理由